

契約書別紙 兼 重要事項説明書

◎ わたしたち（事業所）の概要は次のとおりです。

フリガナ	キョタクカイゴシエンジギョウシヨ ヤマナンテン							サービスの種類	居宅介護支援
事業所名	居宅介護支援事業所 山なんてん							事業所番号	1571600657
所在地	〒949-2212							フリガナ	イワサキ タツオ
	妙高市大字岡新田 77-1							管理者	岩崎 達男
連絡先	電話番号	0255 (81) 3180					FAX 番号	0255 (81) 3180	
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	年末年始 (12月30日~1月3日)
		○	○	○	○	○			
営業時間	平日		8:30~17:30					備考	携帯電話 080-2393-4668
	土曜日								
	日曜・祝日								
通常の事業の実施地域	①妙高市			②上越市板倉区		③上越市 中郷区			
	備考								
県指定年月日		平成 22 年 4 月 1 日							
介護支援専門員数		1名	使用する課題分析票				MDS-HC		
お宅に伺う概ねの頻度		月1回							

◎ 介護支援専門員の勤務の体制は次の通りです。

介護支援専門員氏名	職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務の場合兼務する職種
		常勤	非常勤	専従	兼務	
イワサキ タツオ	社会福祉士	○			○	管理者
岩崎 達男						

◎わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたが出来るだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画に従って、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務を行います。

具体的には、次にあげる業務をいいます。

【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) 1で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- (3) 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- (4) わたしたちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (5) あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- (6) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介を致します。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

【業務取り扱い方針】

- (1) あなたの心身の状況やご家族の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが、様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように、努力いたします。また、医療との連携を密にすることを原則とします。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則と致します。
- (3) 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がよりよくなるようにする（軽減の観点）、悪化しないようにする（悪化予防の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）のために提供致します。
- (4) わたしたちは、居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画の作成後も、常にあなたやあなたの家族、サービスを提供する事業者と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うこととします。
- (5) あなたからサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、サービス提供の記録や課題分析における目標の達成状況などについて、ご説明いたします。
- (6) わたしたちは、居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施するうえでの糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。

2. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員及び管理責任者は次の者です。

介護支援 専門員 (管理責任者)	氏名 岩崎 達男 (資格：介護支援専門員)	連絡先	居宅介護支援事業所山なんてん 電話 0255-81-3180 携帯 080-2393-4668
------------------------	--------------------------	-----	---

相談や苦情、連絡したいことがある場合は連絡ください。

3. 利用料金

(1) 利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合の利用料は次のとおりですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、利用者負担はありません。

① 居宅介護支援費

あなたの要介護度	基本料金(10割)	利用者負担金
要介護 1・2	1月当たり 10,000円	頂きません
要介護 3・4・5	1月当たり 13,000円	頂きません

② 加算される料金

項目	料金(10割)	加算内容
医療連携加算	1月当たり 1,500円	病院又は診療所に対し、入院する利用者に関する必要な情報を提供した場合に加算されます
退院・退所加算 (I)	1月当たり 4,000円	利用者が退院又は退所に当たって、必要な援助を行った場合に加算されます。(30日以下の場合)
退院・退所加算 (II)	1月当たり 6,000円	退院又は退所に当たって必要な援助を行った場合に加算されます。(30日を越える入院等)
認知症加算	1月当たり 1,500円	重度の認知症高齢者等の支援への加算です。
独居高齢者加算	1月当たり 1,500円	独居高齢者の支援への加算。
小規模多機能型 居宅介護事業所 連携加算	3,000円	小規模多機能型居宅介護事業所移行時に必要な情報提供をした場合の加算です。
初回加算	1月当たり 3,000円	新規の場合は特に手間を要することから初回に限り加算されます。要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合にも加算されます。

(2) キャンセル料

あなたがこのサービスをやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、お手数ですが事前に次の連絡先又はあなたを担当する介護支援専門員までご連絡ください。

(連絡先) 電話番号 0255(81)3180

(担当者名) 岩崎 達男

あなたがこのサービスの利用をキャンセルしてもキャンセル料はいただきません。ただし、このサービスだけでなく、他の居宅サービスをキャンセルしようとするときは、別にキャンセル料を徴収される場合があります。詳しくは担当の介護支援専門員にお尋ねください。

4. サービスにあたってご注意頂きたいこと

- (1) あなたが希望により、この契約を解約することはいつでも出来ますが、事業者の業務の関係から、出来る限り早めにご連絡ください。
- (2) わたしたちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、私たちの作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなる場合がありますので、できる限り早めにご連絡ください。
- (3) わたしたちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話しください。
- (4) 作成した計画どおりにサービスが提供されるには、あなた自身のご協力が欠かせません。わたしたちや、他のサービス事業者からの説明や注意には、できる限りの協力をお願いします。

5. 苦情・相談受け付けについて

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

苦情受付担当者	岩崎 達男 (介護支援専門員)
連絡先 (電話番号)	0255 (81) 3180

- (2) 当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

妙高市 健康福祉課高齢福祉係	電話 0255-72-0016
地域包括支援係	電話 0255-72-0017
上越市 介護保険課	電話 025-526-5111
新潟県国民健康保険団体連合会	電話 025-285-3022

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明しました。

平成 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟市中央区堀之内3丁目1番21号
事業所名 社会福祉法人 妙心福祉会
代表者職・氏名 理事長 武藤 雅己 ㊞

(説明者) 職・氏名 管理者 岩崎 達男 ㊞

本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（1部）となることについても同意します。

上記契約書の証として、本契約書別紙を2部作成し、利用者及び事業者記名捺印の上、それぞれ1部ずつを保管します。

(利用者) ご住所

お名前 ㊞

(代理人) ご住所

お名前 ㊞

(立会人) ご住所

お名前 ㊞